

■法定福利費積算普及に取組む

積算・見積業界標準書式の報告・講演会とあわせて

壁装施工団体協が新規事業を構想

壁装施工団体協議会は今年、全国で「積算・見積業界標準書式」の報告・講習会を行うが、この積算の中の法定福利費計上については、その普及・徹底を図るための特別な取組みが必要との意見が多くなったことから、新規事業の提案も準備されている。本紙でも再三報じているように、国交省はガイドライン等を発表、社会保険・労働保険の未加入者をなくす指導を強力に展開している。新規事業はこれに応えるもので、その概要は、防火壁装講習会の講師制度と似通った教育・普及活動がイメージされている。

日装連の提言

協議会の事務局も担う日装連は、今年新春の西浦光理事長の年頭挨拶で、若い人が進んで技能労働者として入ってきて、技術力が次世代に継承される産業とすることが大切、そのため企業は社会保険等に参加し社会的義務を果たして行くことが大切と説き、併せて、次のような方針を表明している。

「社会保険加入には、保険の適正な掛け方、加入手続きと以後の事務等を、未加入者の身になって相談に乗れる体制づくりが必要、それには、防火壁装施工講習会の講師育成と同じ手法で講師を養成し、組合に普及を図ることが考えられる」。

日装連のこういう方針は、当然施工団体協の事業にも反映することは必然で、その動きが注目される。

社会保険の加入に

関する下請指導

ガイドライン

社会保険未加入問題に取組み指導を強化している国交省は、標記のガイドラインを昨年 7 月 4 日に公表、11 月 1 日より施行させている。このガイドラインの要旨を挙げてみれば次の通りである。

第 1 の主旨では、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等の法定福利費を適正に負担しない未加入企業が存在し、技能労働者の医療、年金などの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守し適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという矛盾が生じている。として、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請、下請が一体となって取組む必要を述べている。

第 2 には元請企業の役割と責任を明記し、元請企業の協力会や災害防止協会等を通じ加入を指導するとともに、未加入企業とは契約しない、未加入労働者の現場入場を認めないなどの措置を求めている。

元請の指導の具体策としては、下請選定時の確認・指導では、下請企業に保険料の領収書のコピー等を提出させる。

再下請負通知書を活用した確認・指導では、規則を改正し、再下請通知書の記載事項に社会保険の加入状況を記載する書式としたのでそれを活用する。

作業員名簿を活用した確認・指導では、その名簿にも社会保険加入の記載欄があるので活用する。

さらに同ガイドラインでは、再下請通知書、施工体制台帳、作業員名簿のそれぞれの書式も提示している。

施工団体協の動向

施工団体協が未加入解消問題にどう取組むかが注目されるが、同会筋では、本問題を取り上げたガイドラインは 3 件ある他、関係する法令も沢山ある(本紙収集・別掲主な関係法令等参照)ので、それら資料を整備し知識の普及を図ることが大切、そして日装連が提示しているように、事務・実務等の知識と指導体制の整備、さらに、企業が福利厚生費を作業現場ごとにどのように算出し積算するか業界標準も研究する必要が感じられるなどの問題があり、それらに応えられる事業計画策定が課題と言っている。

未加入問題関係の主な法令等

法 令 等	公布・改正日
健康保険法	大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号 最終改正・平成 24 年 11 月 26 日法律第 98 号
国民健康保険法	昭和 33 年法律第 192 号 最終改正・平成 24 年 11 月 26 日法律第 98 号
厚生年金保険法	昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号 最終改正・平成 24 年 11 月 26 日法律第 99 号
国民年金法	昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号 最終改正・平成 24 年 11 月 26 日法律第 99 号
雇用保険法 日雇労働被保険者	昭和 49 年 12 月 28 日法律第 116 号 最終改正・平成 24 年 3 月 31 日法律第 9 号
労働者災害補償保険法	昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号 最終改正・平成 24 年 8 月 22 日法律第 63 号
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	昭和 44 年 12 月 9 日法律第 84 号 最終改正・平成 23 年 5 月 20 日法律第 47 号
建設業法	昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号
建設業法施行令	昭和 31 年 8 月 29 日政令第 273 号
建設業法施行規則	昭和 24 年 7 月 28 日建設省令第 14 号
建設労働者の雇用の改善等に関する法律	昭和 51 年 5 月 27 日法律第 33 号 最終改正・平成 24 年 8 月 1 日法律第 53 号
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(平成 23 年 8 月 29 日)	
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成 24 年 7 月 4 日)	
建設業法令遵守ガイドライン・再改訂(平成 24 年 7 月)	
事業主のみなさまへ・労働保険の成立手続きはお済みですか 厚生労働省・都道府県労働局	

注意)本書を無断で転載することを禁じます。